

## 固相抽出装置納入仕様書

- 1 適用範囲 本仕様書は、砺波広域圏事務組合水道事業所（以下、水道事業所）における固相抽出装置納入に関し、水道事業所及び受注者が遵守すべき事項を示す。
- 2 物品名 固相抽出装置
- 3 機器概要 本装置は、水質基準項目に係る陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤及びフェノール類を測定するために必要な前処理装置である。納入する装置は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（厚生労働省告示第 261 号）（以下、告示法）に準拠した装置であることとする。
- 4 納入場所 富山県南砺市松島 100 砺波広域圏事務組合水道事業所水質試験室
- 5 仕様 (1) 機種・型式  
仕様は、次の機能等を備えるものとする。
  - ① 送液装置
    - ア 処理可能検体数  
送液ユニットを 6 台以上有し、12 検体以上同時に処理できること。
    - イ 送液ユニット  
1 つの送液ユニットにシリンジを 2 つ有し、2 つのシリンジが交互に作動して処理することが可能であること。また、1 つの送液ユニットで最大 2 検体処理が可能であること。
    - ウ 送液ユニット操作方法  
複数の送液ユニットに対して一括で操作が可能、かつ個別にメソッドの設定も可能であること。
    - エ 固相カラム  
告示法別表第 24、別表第 28 及び別表第 29 に定める固相カラムによる濃縮が可能であること。なお、濃縮は加圧方式による。
    - オ 設定流量範囲  
10～30mL/min を満たすこと。
  - ② 乾燥装置
    - ア 乾燥方法  
送液装置で定めた固相カラムを加圧及び吸引により乾燥できること。
    - イ 自動停止機能  
設定時間で自動停止する機能を有すること。

ウ 同時検体乾燥数

6 検体以上同時に乾燥可能であること。

エ 供給ガス

ボンベに充填された窒素ガスを供給ガスとする。ボンベから乾燥装置までの配管等は受注者で準備すること。

オ ガス流量

ガス流量が調整可能であること。

③ 抽出装置

ア 送液方法

シリンジによる加圧送液方法であること。

イ 流量設定範囲

1~10ml/min の範囲で設定できること。

ウ 同時検体抽出数

6 検体以上同時に抽出可能であること。

エ 抽出液ライン

陰イオン界面活性剤用抽出液ラインと非イオン界面活性剤用抽出液ラインが分かれていること。

オ 抽出液採集方法

送液装置で定めた固相カラム及び指定の遠沈管または試験管\*（以下、指定管）を固定して、抽出液を採取できること。固定器具は、ジーエルサイエンス(株)製 PFAS 用固相抽出自然落下ラック同等品とすること。

(2) 参考型式

ジーエルサイエンス株式会社 固相抽出送液装置

・アクアローダー AL898C-6 コントローラー 6 台用	1 台
・アクアローダー AL898P (T) 送液ユニット TWIN	6 台
・固相カラム自動乾燥ユニット SDU797	1 台
・SPE バキュームキット	1 式
・小型調整器 (N2 用)	1 個
・固相抽出送液装置 G-Prep Elute8060	2 台
・PFAS 用 固相抽出自然落下ラック	2 台
・その他機器の稼働に必要な付属品	

\* 指定の遠沈管または試験管

- ・ビオラモ遠沈管 II 15ml
- ・ジーエルサイエンス(株)製 GL-SPE 試験管 16ml 容量 5ml メス目盛

- 6 留意事項
- ・納入にあたり疑義が生じた場合は、担当者と相談すること。
  - ・受注者は、物品の搬入及び据付を行い、使用可能な状態にすること。

- ・本仕様書に記載されていない事項であっても、機能上必要と思われる備品は受注者の費用と責任により設置すること。
- ・水道事業所が指定する送液装置、溶出装置及びそれらに関わる部品を撤去すること。
- ・水道事業所職員が機器の操作が可能になるまで操作方法を指導すること。

7 納入期限 令和4年12月23日

8 保証 検査完了後1年間は保証期間とし、その間に生じた故障等は、受注者の費用と責任により修理すること。